

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 8 日

宿泊事業者 各位

大洗町商工観光課
(一社)大洗観光協会

令和 4 年度 地元で泊まろう宿泊モニター事業実施に係る
宿泊事業者向け説明会の開催について

平素より、町の観光振興にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大により大きな影響を受けた宿泊需要の創出を第一目的とし、併せて、宿泊施設のサービス向上と、町民・事業者が相互に地元への理解を深め、誇れる観光地づくりを目指す取り組みとして、『地元で泊まろう宿泊モニター事業(通称：地元 de 泊まっぺ割)』を実施いたします。事業の概要につきましては、別紙をご確認願います。

本事業実施に伴い、説明会を下記のとおり開催いたしますので、ご多忙とは存じますが、参加を希望される事業者様はご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和 4 年 8 月 23 日 (火) 13 時 30 分から
2. 場 所 トヨペットスマイルホール大洗 大会議室
3. 内 容 令和 4 年度 地元で泊まろう宿泊モニター事業について

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、宿泊施設ごとに代表者 1 名の出席、マスクの着用をお願いいたします。

問い合わせ
大洗町商工観光課
TEL 029-267-5175
FAX 029-266-2412

令和4年度 地元で泊まろう宿泊モニター事業について

【事業概要】

大洗町民を対象に、日曜日～金曜日の宿泊料金の割引を行う参加宿泊施設に対して、実績に応じて割引額の補助を行う。

※土曜日は対象外とする。その他、宿泊施設ごとに除外日を設けることは可能。

1. 事業実施期間

令和4年10月2日（日）宿泊分から令和4年12月30日（金）宿泊分まで

※実施期間内であっても、予算上限に達し次第、予約の受付を終了いたします。

2. 割引対象者

宿泊日当日に大洗町民である者

※宿泊希望者は新型コロナウイルスワクチン3回接種済証明、もしくは検査の陰性証明を提示することとする。（12歳以上必須）

3. 割引額および限度額

【30室以上の宿泊施設】1人当たり宿泊料金の最大7割を補助（上限 13,000円）

【30室未満の宿泊施設】1人当たり宿泊料金の最大8割を補助（上限 13,000円）

※期間中、国や県の実施する他の宿泊促進事業（割引サービス）等との併用は不可とする。

4. 本事業への参加条件（下記の全てに該当する方）

（1）町内において、旅館業法許可を受けた宿泊事業者、簡易宿所・民泊などの事業者

（2）風俗営業法第2条の適用を受ける事業を営む者でない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない者

（4）「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の遵守及び茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止策「いばらきアマビエちゃん（感染防止対策宣誓書）」に登録し、宿泊利用者に対して掲示を実施する者

5. 本事業の説明会について

令和4年8月23日（火）13時30分から トヨベットスマイルホール大洗 大会議室にて

詳細・参加申込方法については、説明会にてご案内いたしますので、参加を希望される事業者様は必ずご出席くださいますようお願いいたします。

<問い合わせ> 大洗町商工観光課 TEL 029-267-5175

（一社）大洗観光協会 TEL 029-266-0788